様式第3号の2（第33条関係）

物品購入契約書 （案）

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　発注者　甲　　宇和島市吉田町北小路甲217番地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　宇和島市立吉田病院

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　宇和島市病院事業管理者　　梶原　伸介

　　　　　　　　　　　　　受注者　乙

　　宇和島市立吉田病院を甲とし、 　　　　　　　　　　　　 を乙として、下記表示の物品の売買について次の条項の規定により契約を締結する。

　　（契約の主たる内容）

　第1条　契約する物品名、規格、仕様、数量、納入期日及び納入場所等は、次のとおりとする。

　　(1)　物品名　　　 膀胱尿量測定器 　購入

　　(2)　規格及び仕様　　 別紙　機器仕様書のとおり

　　(3)　数量　　　 別紙　機器仕様書のとおり

　　(4)　契約金額　　　金　　　　　　　　　円

　　　　うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥　　　　　　－

　　(5)　契約保証金　　　　免除

　　(6)　納入期日　　　令和７年９月30日

　　(7)　納入場所　　 宇和島市吉田町北小路甲217番地　宇和島市立吉田病院

　　（納入通知）

　第2条　乙は物品の納入をしようとするときは、その期日を前もって甲に通知しなければならない。

　　（検収）

　第3条　甲は物品の納入を受けたときは、乙の立会いのもとに検収を行うものとする。

　2　甲の検収の結果、納入物品の全部又は一部が契約に違反し不当なものがあるときは、乙は代替品と取り替えるものとする。

　　（支払条件）

　第4条　甲は第３条の検収を完了したのち、乙より適法な支払請求書を受理したときは、その日から30日以内に契約金額を支払うものとする。

　　（違約金）

　第5条　甲は、乙の責めに帰する事由により、乙が契約の納入期限内に納入しない場合において期限後に履行できる見込みのあるときは、宇和島市病院等事業契約規程第41条第1項の定めにより違約金を徴して納期を延長することができる。

　2　前項の違約金の額は、契約金額から既納部分に相応する契約金額を控除した額について、遅延日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定による年率で計算して得た額とする。

　　（保証義務）

　第6条　現品検収後1か年以内における甲の不注意による損傷、破損以外は乙の責任において補修又は代替品と取り替えるものとする。

　　（その他）

　第7条　この契約書に定めのない事項については、法令によるもののほか、甲乙双方協議の上、処理するものとする。

　　（契約履行の原則）

　第8条　甲及び乙は、信義誠実をもってこの契約を忠実に履行しなければならない。上記契約の証として本書2通を作成し、甲乙各1通を所持するものとする。